

4. 第2期大分市成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画策定の背景及び目的

権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もあります。また、頼れる身寄りがない等により地域社会とのつながりが希薄となり、孤独・孤立状態に置かれることもあります。このことから、尊厳のある本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、福祉医療等のサービスにつなげることが重要であり、地域社会に参加できるためのしくみとして、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみの構築が必要であります。

第1期基本計画では、この地域連携のしくみを「地域連携ネットワーク」と位置付け、中核機関としてコーディネート機能を担う「大分市成年後見センター」と、関係機関とのネットワーク構築及びその促進のため「大分市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会」を立ち上げ、必要な人が成年後見制度を利用できるよう整備を進めてきました。

2022年(令和4年)3月25日に閣議決定された、国の第二期基本計画では、「権利擁護支援」の定義について、1. 意思決定支援等における権利行使の支援、2. 虐待・財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援の2点が位置付けられました。権利擁護支援が必要な世帯の中には、様々な問題が複合的に生じていることもあり、家族構成員の想いも尊重しながら重層的・多層的な取り組みも併せて進めていく必要があります。

このような背景から、本計画は、認知症や知的障がいなどの理由で判断能力が不十分となった方でも地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすることを目的としています。

(2) 大分市の取り組み状況

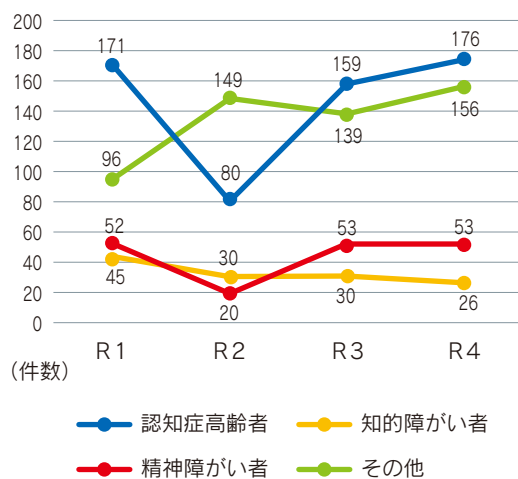
① 権利擁護支援の大分市地域連携ネットワークと中核機関の整備

大分市では、2021年(令和3年)4月に「大分市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、大分市成年後見センターの「広報機能」「相談機能」「成年後見制度利用促進機能」及び「後見人支援機能」の機能強化に努めました。

また、2022年(令和4年)4月より大分都市広域圏の取り組みとして、由布市と連携協定を締結し、相談窓口の相互利用等を実施しています。

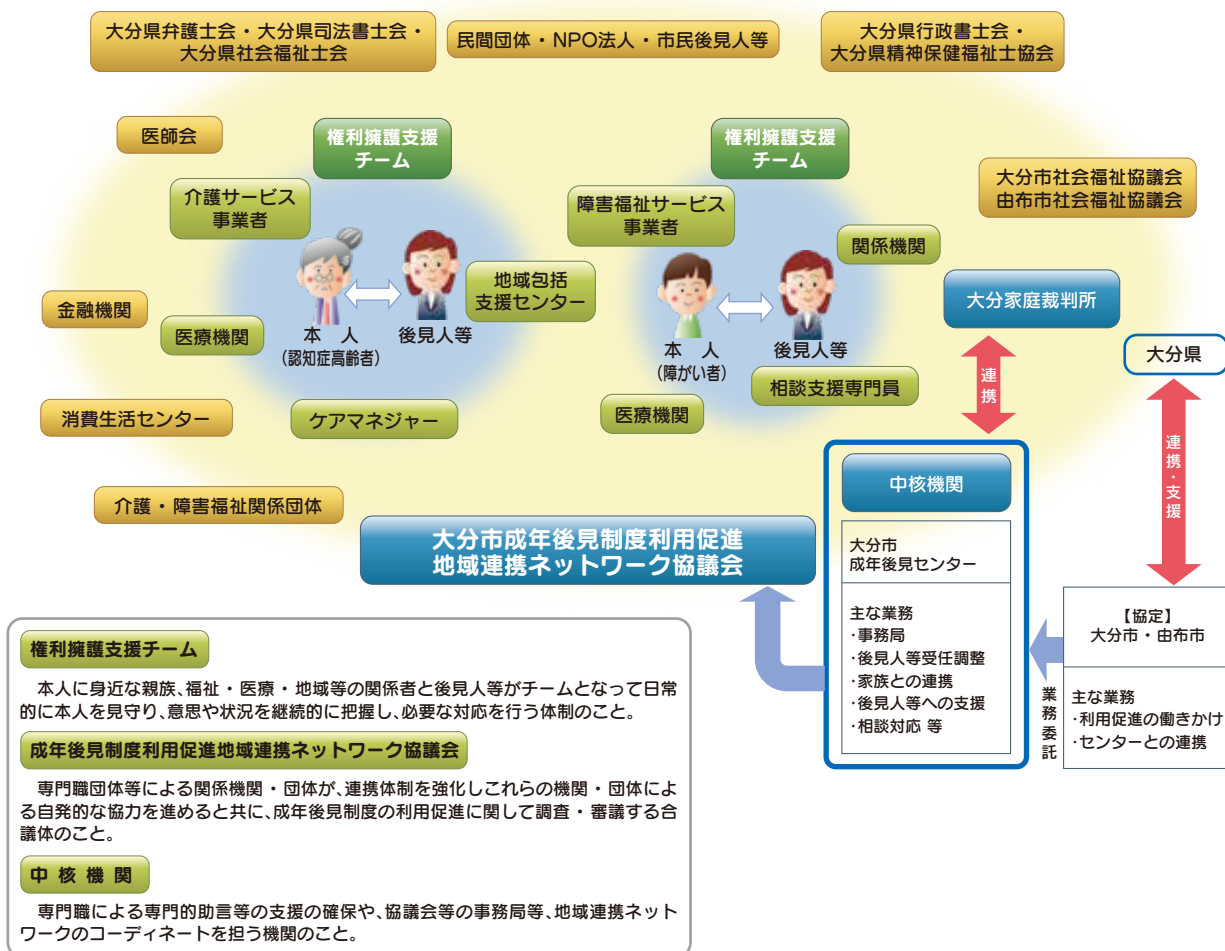
さらに同年、2022年(令和4年)10月には大分市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会を設置し、大分市成年後見センターを中核機関として位置付けることで、組織面の更なる機能の充実を図りました。

大分市成年後見センター 相談件数(種別)



出典：大分市成年後見センターより

大分市地域連携ネットワークのイメージ図



大分市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会【委員15名＋オブザーバー】

(2022年(令和4年)10月3日施行「大分市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会設置要綱」による)

区 分	団 体 名
医療関係者	大分市連合医師会
専門職	大分県弁護士会、大分県司法書士会、大分県社会福祉士会、大分県精神保健福祉士協会、大分県行政書士会、大分県介護支援専門員協会、大分市障害者自立支援協議会
金融機関	大分県銀行協会
消費生活関係者	大分市市民活動・消費生活センター、由布市消費生活センター
社会福祉協議会	大分市社会福祉協議会、由布市社会福祉協議会
行 政	大分市、由布市
オブザーバー	大分家庭裁判所、大分県

②成年後見制度の普及啓発

大分市成年後見センターにおける広報活動として、普及啓発パネル展、成年後見制度普及啓発講演会、地域包括支援センター主催による研修会への職員派遣、校(地)区社協へのパンフレット配布、校(地)区民生委員児童委員協議会へのパンフレット配布及び職員派遣等を実施しています。



③成年後見制度利用支援

成年後見等の開始審判を受けた方等が、家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人及び補助人(配偶者及び4親等内の親族を除く)への報酬を支払うことが困難な場合、報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上監護、財産管理を行い、被後見人等の生活を守ることができるよう支援することを目的とした報酬助成制度について、従来は大分市長が家庭裁判所に審判申立した場合のみとしていました。その後、制度利用の促進にあたり、2021年(令和3年)4月より、一般の審判申立についても利用申請を可能(※資産等の要件あり)とし、対象範囲の拡大を図りました。

また、社会貢献、担い手確保の取り組みである市民後見人の養成について、由布市と連携の上実施しています。



大分市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会開催の様子

(3) 施策の方向と取り組み

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークと大分市成年後見センター(中核機関)の運営

ア. 福祉・行政・法律専門職等、多様な主体の連携による支援

国は第二期基本計画において、第一期基本計画で掲げた、地域連携ネットワークが担う4つの機能(広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能)を「福祉・行政・法律専門職等、多様な主体の連携による支援機能」「地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取り組み(連携・協力による地域づくり)」等に整理しました。

参考: 第一期基本計画における4機能(**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**)と第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取り組みの関係整理表

		「支援」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取り組み		
			ア.共通理解の促進	イ.多様な主体の参画・活躍 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	ウ.機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	※1 権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a.成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) b.権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む) 広報機能	a.地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b.中核機関と各相談支援機関との連携強化 相談機能 成年後見制度利用促進機能(関連制度からのスムーズな移行)	a.各相談支援機関等の連携のしくみづくり b.成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c.成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人等の選任まで)	※2 権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)	a.選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)	a.都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b.専門職団体による専門職後見人の育成 成年後見制度利用促進機能(担い手の育成・活動の促進)	a.後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b.市町村と都道府県による市町村長申立・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人等の選任後)	※3 権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a.意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 後見人支援機能	a.地域の担い手の活動支援 b.制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 成年後見制度利用促進機能(担い手の育成・活動の促進)	a.後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b.家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出典：厚生労働省社会・援護局資料より一部改変

国が示した、地域連携ネットワークの機能強化の視点・取り組みを視野に「福祉・行政・法律専門職等、多様な主体の連携による支援」の3つの機能について以下のとおり取り組みます。

a. 権利擁護の相談支援機能(表※1 成年後見制度の利用前)

行政、大分市成年後見センター、地域包括支援センター等が、本人の意思及び選好や価値観、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要となる状況、支援者との関係性等の情報を収集し、成年後見制度利用の必要性等の権利擁護支援ニーズについて精査の上、必要な支援につなげます。

b. 権利擁護支援チームの形成支援機能(表※2 申立の準備から後見人等の選任まで)

大分市成年後見センターにて、相談情報を基に、具体的な課題を整理した上で、厚生労働省による各種意思決定支援のガイドラインに配慮した本人への意思決定支援、権利侵害の回復支援の視点から権利擁護支援の方針を検討します。

また、本人の意向確認、親族との関係性等を考慮し、成年後見制度における申立方法や、適切な申立人の検討や調整を行います。さらに、支援方針を基に対応すべき課題や後見人等に求められる役割等を踏まえ、後見人等候補者と選任形態を調整します。

c. 権利擁護支援チームの自立支援機能(表※3 後見人等の選任後)

大分市成年後見センターや関係専門機関が役割分担し、権利擁護支援チーム体制で課題解決に向けて取り組みます。

また、必要に応じ後見人等、関係機関が参加する会議において支援方針の調整や共有を図る等、具体的な体制の構築を目指します。

イ. 地域連携ネットワーク構成機関の役割

a. 権利擁護支援チーム

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者と、必要に応じ法律の専門職や後見人等を加え、本人の意思決定に寄り添いながら権利擁護が適切に図られるよう検討します。

b. 大分市成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会

成年後見制度を利用する事案について、可能な範囲で権利擁護支援チーム及び大分市成年後見センターに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう検討します。

また、大分市地域福祉計画策定委員会と並行し、第2期大分市成年後見制度利用促進基本計画の進行管理及び評価について協議します。

c. 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う大分市成年後見センターが、業務の中立性・公平性の確保に留意し、権利擁護や成年後見制度に関する相談を受け、専門的助言等を確保しつつ権利擁護支援内容の検討を行うほか、相談支援の状況について協議会へ報告・協議する等、ネットワーク全体で支援できる体制の構築に努めます。

②成年後見制度の普及啓発

大分市成年後見センターによる講演会の実施、講師派遣や広報誌等の展示等、普及・啓発活動を行ってきましたが、相談件数実績は微増に推移している状況であることから、今後もより多くの方が制度のメリットを受けられるよう取り組みます。

また、私的自治尊重の観点から、本人の意思表示に基づく任意後見制度や成年後見制度における保佐、補助類型が積極的に活用される必要があります。そのため、大分市の取り組みとして、大分市成年後見センターを窓口とし、関係機関と連携の上制度の周知・啓発に努めます。

③成年後見制度利用支援

市民後見人の養成については、地域住民の社会貢献、担い手の確保、本人に寄り添った適切な後見人等の選任という観点から、引き続き重点的に取り組みます。

ア.市民後見人の養成・活用について

今後は、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてのみならず、本人の意思決定支援等の幅広い場面で活躍することにより、地域課題の解消につながるとともに、地域共生社会の実現に寄与できるよう、養成・育成・活用方法等について検討します。

イ.成年後見制度利用に関する助成制度

地域連携ネットワーク機能を有効活用し、適切に市長申立の実施ができるよう努めていきます。

現行の成年後見人等への報酬助成は対象者が大分市居住者のみとなっていることから住所地特例の適用等、範囲の拡大を検討していきます。また、成年後見人等のみならず成年後見監督人等が選任された場合においての報酬助成も検討していきます。さらに、報酬助成のみならず、審判申立費用の助成も検討し、成年後見制度の利用促進に努めます。

ウ.日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行を可能とする体制整備

日常生活自立支援事業は知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等のうち日常生活を送る上で判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう支援するものです。

ただし、サービスを受けるには本人と契約を締結することから、一定以上の判断能力が必要となります。

【主なサービス内容】

- ・福祉サービス利用についての手続
- ・日常生活に必要な手続支援
- ・日常的な金銭管理の支援
- ・通帳、印鑑等の預かりサービス

大分市では、本事業利用者の判断能力が不十分となった場合、切れ目のない支援を行えるよう成年後見制度へのスムーズな移行を可能とする体制整備に努めます。